

第七十二回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録
第三十一号

昭和四十九年五月七日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 伊能繁次郎君

理事 小山 省二君

理事 中村 弘海君

理事 佐藤 敬治君

理事 三谷 秀治君

理事 片岡 清一君

理事 渡辺 紘三君

理事 小川 省吾君

理事 小川 新一郎君

出席國務大臣

自治 大臣 町村 金五君

出席政府委員

自治 政務次官 古屋 亨君

自治 省行政局長 植弘 親氏君

自治 省行政局長 務員部長

自治 省行政局長 調査室長

自治 省行政局長 日原 正雄君

自治 省行政局長 大嶋 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

自治 省行政局長 孝君

地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び井岡大治君外三名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山田芳治君。

○山田芳治君 今回の法律の改正については非常に詳細な点がございまして、ある意味においては関係委員の質問と答える点があろうかと思っておりますが、ある意味では詰めの意味において質問をいたしたいというふうに思いますので、その点は御了承いただきたいと思います。

まず最初に、大臣はおられませんが、政務次官も言われておるわけですが、これは特に委員長にもお願いをしたいと思うので、共済組合関係の法案を審議している中で、多くの委員が質問をいたしますと、これはやはり国家公務員共済組合法の関係があるとかあるいはその他の年金との関係があるというところで、当委員会だけで審議をしておいても、何かこの委員会では結論が出ないという答弁が非常に多い。特に重要な問題になると、他の委員会との関係がある、他の省との関係がある、こういうことが言われる。特に大蔵あるいは厚生という関係が出てくる。政府部内においては、この間政務次官から話があったわけですから、内閣審議室を中心とした恩給なり年金の連絡会議でいろいろきめていくというふうなことで、その意見を聞かなければ一歩も進まない、こういうような答弁が非常に多いわけであり、ですから審議の方法も、われわれとしてはどうも隔靴掻痒といいますか、くつの上からかゆいところをかいておるといふ感じがするわけであり、しかも、国家公務員共済組合法のはうはすでに衆議院は通過をしておる。恩給法はまだ通過を

していない、これはままさに結論が出つつある。こういうように、関連する法案でありながら委員会が別々である、しかも各省それぞれと、こういうことでは審議それ自身も、われわれとしても十分な審議ができないというふうに思うわけであり、これは委員長にお願いをしたいのですが、このこの問題についていまだどうするということわけにもまいりませんけれども、やはり今後この共済年金等の問題については、もちろん国家公務員、地方公務員それぞれ相互に関係をするわけでありまして、連合審査を最初から持つていくというふうな審議方法をひとつお考えをいただかないと、これはどうも十分である、というよりも念の入った答弁が得られない。これはたとえいま政務次官にこれをお聞きしても、内容は賛成だけれども、おそらく消極的な答弁しか出ないと思っております。ですから、そういう点について、もう少し、審議の方法を含め、あるいは政府委員の出席の問題を含めて、今後この種の問題——これは次に出てくる公務災害補償の問題も、これは国家公務員の災害補償あるいは労働省の関係のいわゆる労働、一般業務の会社企業における労働の問題も同じことなので、単に自治省だけを相手にわれわれが質問をしてもとても結論の出るようなものではないという点において、こういう審議の方法、あるいは答弁についても単に自治省だけの政府委員だけでは、われわれとしても、はつきり言うとお気の毒というところとは適当ではあられませんが、十分なお答えが得られないというような点がありますので、この点について今後ひとつ御配慮をお願いしたいというふうに思うわけであり、これは関係の理事の皆さんにもお願いをしたいと思うわけであり、政務次官なり委員長なりの御意見を伺いたい

い、こう思います。

○伊能委員長 山田委員に申し上げます。ただいまの御希望、ごもっともでございますので、本委員会理事会において御相談の上、関係の委員会とも協議をいたしたい。前例も私の記憶ではあったように記憶いたしております。

○古屋政府委員 ただいまの共済の問題について、関係委員会あるいは関係各省が非常に分かれておりまして、そのために審議の場合においてもいろいろの問題が起り、また十分な審議を尽くす上においては何かの方法を講ずべきではないかという御意見、私も全く同感でございます。

先般も申し上げましたように、たぶん総理府の審議室というのは、年金制度連絡協議会、もし私が間違っておたらまた訂正させていただきますが、あるいは事務次官会議の申し合わせとか何かで閣議に報告しているもの、いわゆる閣僚的な懇談会には現在のところはなっていないと思っております。ただ、問題が非常に大きい問題でございますので、もうちょっと上のペースで政府としても協議をすべきではなからうかという私見をこの前申し上げまして、町村大臣からも、その線によってひとつ推進していきたいという御答弁があったとおりでございます。昔と違いますが、いまは総務長官は國務大臣になっておるところでございますので、私は、こういうような横と縦と両方重なっておる問題については、ただいまの先生のお話のように、やはり政府側としてももう少しいまの機構と申しますか、運営のやり方というものも十分前向きに再検討していくべきだと思いますし、その中でいま自治省は一つのプラ

ンチにすぎないわけでございますから、非常に優秀な方がおられますけれども、発言力といいますか、その意思を通す点については、なかなか地方の皆さんの意見が通っていないのではないかと私

第一類 第二号

地方行政委員会

議 録

第三十一号

本日の会議に付した案件
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七九号)
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(井岡大治君外三名提出、衆法第二七号)
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)(参議院送付)

○伊能委員長 これより会議を開きます。
内閣提出にかかる昭和四十二年以後における

第一類 第二号

地方行政委員会

は思っておりますので、そういう点、私も前向きに総理府のほうへ、長官なりあるいはそういうところへ申し入れまして、何とか機構的にも政府部内においてももう一ぺん再検討するように申し入れたいと思います。これは口先だけではなくて、実行を前提にして前向きに進めてまいりたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

○山田芳委員　非常に前向きな発言でけっこうでございますので、ぜひこれは、単に内閣の審議室長などというレベルでなく、もっと高い段階で、政策的、政治的な配慮の中でこの問題を取り上げていただきたいし、それをぜひ実行をしていただくということをお願いをして、前段の話を終ります。

次に、財政担当の方は来ておられませんか。財政局関係はおりませんか。

実はこれは超過負担の問題とも関連してですが、本会議においても私は質問をしたのであります。が、いわゆる事務の委託をした職員、事務委託というのがあります。たとえば統計事務であるとか外国人登録であるとか、そういった人たちの委託費の中に共済組合の負担金、地方公共団体の負担金分が組み込まれていないのです。しかし地方団体がこれを持たなければいけないという問題があるわけです。地方団体としてはそれを持つわけですけれども、委託する事務については地方交付税の中にその人員は計算されておりませんから、当然まるっきりの超過負担ということになっているのです。共済組合の負担金について、当該地方公共団体が当然負担しなければならないということは共済組合法の中に書かれているわけです。それから、委託職員何名という定員、たとえば統計事務については全国で三千数百人という人が完全に置かれていて、常勤である、こういうことになっているわけでありまして、その共済の負担金について地方団体はまるまる超過負担という形になっているが、自治省としては、共済負担金について当然各省に対して、負担のための経費というものを委託費の中に含めていくべきであるというら

うに考えるわけですけれども、その点について一体公務員部長はどういうふうにお考えになっているか、あるいはそれに対してどういう措置をされたか、ひとつお答えをいただきたい。

○植弘政府委員　いま御指摘の全額国庫委託によるところの統計事務に従事する職員、こういったものは本来、全額国庫委託でありますから、地方財政法の精神によりまして、その事務を執行するに必要な経費、すなわちその職員の給与などについては関連するこういった共済その他のものについても、基本的には委託費の中に入るのが至当だと思います。いま山田委員御指摘のその部分が委託費の中に入っているかどうか、ちょっと私いまはっきり覚えておりませんで申しわけございません。

したがってこれは早急に財政局からも調べてみまして対策を考えたいと思いますが、基本的には、

やはり全額の事務委託であるとすれば、事務を遂行するに必要な事務費の中に、全額委託ですか、当然件費が入るべきが至当だと思います。

○山田(芳)委員　公務員部長がその例を御存じないという、われわれのほうを知っておるというより、うなことは、これはきわめて職務怠慢、言うところとばが過ぎるかもしれないけれども、これだけ超過負担の問題が叫ばれておって、最もひどいのは委託職員にかかわる昇給の問題と退職手当の問題と、そして共済組合の負担金であるということと、再々この委員会で私は申し上げておるのです。この経費だけでも何億かという金になるはずでありますけれども、財政局を調べてなどと言います。が、財政局長はすでに当委員会では、各省のそういうのはけしからぬと仰うておるくらいの内容のもので、これはほかの委員さんも聞いておられるわけです。だから、共済のことについて、地方団体の負担金について、やはり公務員部長たる者け地方団体の立場に立つて、各省に対して、こういうものは当然入れるべきだということで、財政局だけでなくて、やはり公務員部長も地方公務員の給与なり福祉関係の責任者の立場にあるわけですから、このくらいのことは当然措置をしておるべ

きものであるというふうに私は考えて質問をしているので、この点についてはそれではあとからあなたの報告を聞かしていただくということで、質問を留保させていただきます。委員長、ひとつよろしく願います。

○植弘政府委員
まことにその点は聯發急應と云
われると申しわけございませんが、私どもの財政
常識でいいますと、先ほど至当と申し上げました
ように、全額国庫委託であるならば、そういう議
論をすること自体が、私としては正直のところを
申し上げて心外であったわけでございます。そのを
意味で当然入っているものと思つていたものが、
実は山田委員から御指摘をされて弱つたのでござ
います、もしそれがそういう事態であるとする

ならば、私も十分そういったものにも目を光らす。もちろん私がいま申し上げたのは、自治

省というのは御承知のように狭い役所でございまして、そういうものは財政局がすぐ所管をしてやっています、行政は行政局のほうでその他の面に注意を向けるというふうに、いわば事務分担をしている形でございすために、若干力を抜いたといいますが、気がつかなかった面がある点はひとつお許しをいただきたいと思います、その御指摘の点は他山の石といたしまして、いろいろな点についても十分これから注意しなければならぬと、覚悟を新たにいたします。

○山田(芳)委員 質問を留保してありますから、あとで報告をいただきたいということだけはひとつ……。

では次に移ります。具体的な事務の話なんです、が、腐疾年金の程度の認定は、毎年受給権者の調査をやっているわけですね。それで、毎年その程度を認定するにあたって、他の疾病が出たようかどうか、場合の因果関係の有無について、この認定が非常な問題になるわけでありまして、毎年受給権者調査を行なう際に、やはり本人の意見というものを十分聞いてほしいということ、私は要望をするわけでありまして。

というのは、こういった問題についてのいわぬ

る不服審査というものは、六十日という不服申し出期間というものがあるわけですけれども、一般の受給権者というものは六十日というような期間をつい忘れる可能性がないわけではない。非常に法規に詳しい人ならばそういう点を見のがさないのだけれども、やはり一般の受給権者というものは、必ずしもそういう不服申し出期間というものに対する感覚というものがない場合もあるので、そういう期間なり何なりというものが過ぎて、もういった状態について因果関係の有無あるいは受給権者の意見の聴取というような点について、一体どのようにいまおやりになっておるのか。改めるべき点があるというふうに思つておられますが、公務員部長の意見を伺いたいと思います。

○植弘政府委員 御指摘の審査請求は本法の百十七条にございますが、御指摘のように同条二項

に二六日以内にしなければならぬ。たゞし正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。」ということがありまして、通常の場合、山田委員御指摘のように、いわゆる法の不知をもつて対抗できないといひますものの、一體知にはそういふことについては無関心なのがわが国の一般的な国民生活の実態だろうと思ひます。したがつて、そういう單に忘れたというところが正當な理由に該当するのかどうかという点については非常に判断にむづかしい点もあらうかと思ひますが、少なくとも共済制度自体が掛け金をもつて社会保険として組合員のためある制度でございしますから、そこらのところは十分組合員の立場に立つてものを考えるということが、共済制度の運用の基本であらうというふうに考えております。

○山田(芳)委員　ですから、毎年受給権者の調査を行なう際には本人の意見を聞くというふうにしひとつ親切にやつていただきたいということを申し上げておきます。

次に、ほかの委員からもあるいは質問があつたかと思ひますけれども、年金の多額所得停止制というものは、これについては、恩給費の節減と

うか、年金の節減というために設けられた制度であらうと思うのですが、この点について、これを廃止をするという意見はないかどうか、この点についてひとこと……。

○植弘政府委員 いま御指摘の点は、従前、恩給法なり退職料条例ですか、恩給条例といいますが、こういうものを受けることができる者であったものの通算の場合にその問題が起るわけでありまして、新法の場合それは起っておりません。となりますと、やはり問題としては確かにあるわけでありまして、従前からの経緯、制度引き継ぎの問題がございまして、それを簡単に要するということもなかなか困難な問題だろ

○山田(芳)委員 多額といいますが、いまの時代において、これだけインフレが進んでいるので、やはり廃止する点について一べん十分検討をしていってほしいし、やはりその程度等何らかの形で検討に値するのではないだろうかというふうに思うわけで、所得が多額であらうとなかろうと、受ける本人にとってみれば、当然納付金を納め、そうしたものがあるわけですから、その点についてひとこと検討をしていただくかどうか。

○植弘政府委員 先般来繰り返し申し上げまして、冒頭に山田委員から御指摘がございましたように、この恩給法なりそういうものと関連がある問題となりますと地方共済独自で結論を出すということはできませんが、ただ御趣旨は、いま御指摘の点はよくわかりましたので、先ほど政務次官が言われましたように、公的年金連絡会議等を通じて、そこらの問題も恩給とのからみにおいて検討させていただきたいと考えます。

○山田(芳)委員 次に、いまの法律との関係では直接ないわけですが、これも検討事項の一つとして考慮を願いたいと思うのは、いわゆる既給一時金の控除方法ですね。一つの例を私はこへ持ってきたわけですが、旧国家公務員共済組合法の適用を受ける人で一時金をもらった人、その人が新しい法律の共済組合法によ

て、引き続き勤務をした、いわゆる雇用人なり何なりの期間のある人、その人については、御承知のように、退職当時の給料または受給額によって既給一時恩給を控除されることになっているわけですが、退職時の給料年額に一定率を乗じ、さらに年数倍して控除されるので非常に多額になっている、こういうことになっております。

たとえて言いますと、ここにいる職員は旧長期組合員期間が約九年余あったわけでありまして、それが全部で二十六年たつて退職をして、新法期間が十一年ばかりありました。その人の基本額が七十万一千六百七十七円ということですが、施行法十二条による控除額十二万一千八百六十二円をいまの七十万から引いて五十七万九千円というのが年金額になる。ところが、一時受給を幾らもらったかというところ、十一万一千二百五十八円。十一万一千二百五十八円もらったばかりに、今度は基本額のときに十二万一千円と、それを上回るものが引かれるというふうな、いわゆる既給退職一時金控除額の算出方法において、非常に高いのであります。いま言いましたように、五十万か七十万程度の年金をもらうのにその程度のものが引かれていくというのを、もう少しこれは何らかの形において、軽減措置もしくは元利金の返納制度を設けるというふうな措置をすべきではないかと思

うのだが、この点については公務員部長はあまり専門家じゃないかもしれないから、ひとつ課長さんで検討してくださいから、どう思いますか、答えていただきたい。

○植弘政府委員 詳細はまた課長から御報告いたしますが、山田委員が冒頭に言われましたように、やはり検討課題でございまして、現在やっていますのは旧法に基づく規定の解釈といえます。そのままだ規定を適用する場合こうなるということでございますので、旧法の規定が現在において、現行制度の上で適當かどうかという点問題は、先ほどの問題と同じようにやはり検討すべき問題です。

ただ、問題が一つあるのは、恩給の場合でございまして、山田委員御承知のように、あれは定額控除でございましてですね。それで旧共済法によりますと、あれは定率なんですね。したがって、スライドの額がベラスアップされますとやはりこの控除額もふえるわけですね。そこらところ、逆に言うところ共済の場合は恩給よりむしろ控除される額が多くなるという若干の制度的な矛盾はあらうかと思ひます。しかしそれも、いま申し上げましたように旧法の規定によっておりますので、そのときの制度においてそれがそのまま現在でも運用されるというたてまえになっておりますから、旧法の規定そのものを現在のようなたてまえのほうに改めるかどうか、こうなりますと、これはやはり旧法時代の掛け金とかその負担金とかに関連も出てまいりますので、やはり御指摘のように矛盾点が若干あるということとはわ

かりながらも、これは相当慎重な検討を要する問題になるのではないだろうかという感じがいたします。

○山田(芳)委員 いまのは、それは確かに理屈を言えばそれですけれども、漸次改正されてよくなっているわけですね。しかも現実にはそういう人たちが現在職に就いているわけですね。昔のその期間を持つて在職している。だから、その人たちの過去の問題についてもやはり是正をしていってやらないと、たまたまそういうものを持っておるし、いまの制度から見るとおよそナンセンスみたいなやうなものがある。また、旧法時代のことであるからという点で見るのがさうである、いま言

つたように非常に不合理なことになっている。本人からいへば、それはその当時確かに一定の額を、本人の意思にかかわらずもらざるを得ないという形になってもらっている。ところがあとでやめたときにその分が上回って引かれる、こういうことになるわけですね。しかも永久にその人が受給権を持つており、またそれが、本人が死んでも遺族にも出てくる。こういうふうなかつこうになりますと、これは非常に不利になりますので、で

きれば元利金の返納制というやうなものを設けて、本人の選択にまかせるというやうな考え方をどうしてもとってやってほしい。これは具体的に私はいまそういう人からの要望を受けて質問をしているわけなんです、ここに例がありますので、何でしたらそれを持っていていただいでけっこうなんです、私もこれを見て非常に不合理であるというふうな思ひをもちます。ひとつ担当課長さんの意見をちょっと聞かしていただいたいと思ひます。

○大嶋説明員 問題は、その退職年金の基礎に一時金をもらった期間が入っておるといふところに問題があるかと思ひます。御指摘の点、確かに人によりましては非常に不合理なところがあります。非常にかわいそうといいますが、気の毒な面もあるかと思ひます。したがって、私どもとしては、でき得るならば、少なくとも最低保障額からの既給一時金の調整だけはやめたいというやうなことも検討したわけでございますけれども、今回実現を見ていないということで、種々検討して

いただきたいと思います。

○植弘政府委員 いまの元利の問題等、また最近におきまして、昨年も大いに指摘されました例のPTA雇用みたいな問題、ああいうものも、制度的な問題としては現行制度ではどうにもならないですけれども、やはり全般的な社会保障制度を拡充するという立場から前向きで検討しているわけでありまして、その個々具体の例につきましても十分今後検討させていただきたいと思ひます。

○山田(芳)委員 次に、これは制度の問題としてお伺いしたいのですが、特別職であった人がやめますね。そうすると、特別職の人は、あるいは休職者ですね、この人たちは昇給がないわけですね。昇給がない、特別職のたとえば副知事とか出納長とかいう人、だからそれは昇給の率をかけていくというやり方の仮想給料方式によるという形になっておりますね。そういう点について、一般の職員との格差があるというふうな考えられるので、こういう不均衡は正というものの何らかの措

置についてはどうお考えになるか、ちょっとお伺いしたい。

○植弘政府委員 特別職の場合ですと、一般的には上限の、今度で二十四万五千円にさしていただきますね、ああいうことで大体は頭打ちになる可能性のほうが多いと思うのであります。個別の場合の問題としてどうかということになってまいりますと、一応やはり標準的なものを考えて、それでいまおっしゃったように仮定俸給なり仮想俸給なりをつくっておるわけでありまして、非常に個別的不合理という問題があるとするならば、それは個別のよう検討していただかなければなりません、一般的には大体上限で救われると思いますか、一緒になっているのではないかと思います。

○山田(芳)委員 古くやめた人ですね。最近やめた人は頭打ちがあるのだけれども、その頭打ち以下でやめているような特別職の人です。

○植弘政府委員 非常に個別の問題はケースごとにと当たってみませんとよくわかりませんので、率直のところ、私もいまちょっと答弁に困っておるわけでありまして。ただ一般的に、ベースアップいたします平均のアップ率よりも、なるほど特別職の場合は一般職のような定期昇給はございませぬけれども、二年に一回なり三年に一回なり、額の改定を行ないますね、いわゆるベースアップ、その上げ幅というのは大体一般職のアップ率よりも高いはずですから、それほど不合理はないのではないかと思います、そこらのところは、いへん個別の問題としてお教えいただきたいと思ひます。

○山田(芳)委員 こまかい点もありますので、これはそういう点があるということ指摘して、また一べんよく議論をしてみたいと思ひます。

次に、減額退職年金について、減額率が平均余命で定められているわけですね。最近のように平均余命が非常に長くなっているという状態のもとにおいて、従来のような方式ではすておかしいではないか、補正をすべきであるというふう

にわれわれとしては考えているわけですが、その点についてどういうふうに考えておられるか、ちょっとお答えいただきたいと思ひます。

○大嶋説明員 確かに、御指摘のように、減額退職年金がある程度平均余命といふものです、それでつくられておるといふことは事実でございまいし、うし、またそれが最近のように延びておるといふことであれば、その減額率そのものをと軽くすると、そういうふうな意味の検討はあるいはしなければならぬかというふうに考えております。

○山田(芳)委員 非常にそつけないわけですね。でも、大体十五年というのがいままでの保険数理の中から出てきておるわけですね。五十五でやめて十五年というわけですね、平均寿命がもうすでに七十何歳というふうになっているわけでありまして、当然これは検討すべきでありまして、この答えが返ってくるものと期待をいたしておるわけですが、その点、部長、どうですか。

○植弘政府委員 その点はまだ正式に結論を出しておるわけじゃございませぬけれども、たとえば現在の五十五歳の問題、これ自体を六十歳にすべきじゃないかと、こういう問題も実はあるわけですね。したがって、そこらのところとあわせながら積極的に検討はいたしておりますが、まだここで申し上げるだけの方向が出ております、六十歳にすべきじゃないかという感じもいたしております。そこらのところとあわせまして平均余命のとり方もまた違つてまいるわけでございますから、十分にそこらのところは真剣に検討させていただきますと思ひます。

○山田(芳)委員 それは、六十歳まで在職することとが公然と認められるという前提ならその答弁についてでございますけれども、そういう指導をいまだかつてされたことすらなくて、ときどき定年制の法案など出そうというふうな状態であつて、おそらく六十歳などというところは聞いたことがないのです、そこまで考えておられるというならそれはけっこうなことだと思ひます。

それなら逆に伺いますが、例のいわゆる短期給付の任意継続を今度一年としたわけでありまして、そこまでおっしゃるなら、一年といわず、当然五年、ないし六十歳に到達するくらいまで、短期給付の任意継続加入制度という、今度新しく置かれた制度を認めるべきであると思ひますが、この点はどうですか。

○植弘政府委員 その点は、先ほども申し上げましたように、いろいろそういった年齢の問題、余命の問題といったようなものを考える場合における一つのポイントであろうということでも申し上げたわけでありまして、少なくとも今度お願いいたしております任意継続は、現行制度のもとにおいて、他の年金、すなわち健康保険との関係等もございまして、それで合わせさせていたさいます。ただ全般的な、先ほど山田先生いろいろ御指摘のような基本問題を考える場合には当然それらのものも含めて考える、こういう考え方でございまして、御了承いただきたいと思ひます。

○山田(芳)委員 いまおっしゃるとおりなんです、私も基本的な問題あるいは個別の問題、ばらばら出しておるわけですね、基本的な問題だとして、結局さっきの一番最初の話で、ここには必ずしも答弁ができぬ、意見はまことにそこらでございまして、そういうことになっているので、どうも隔靴掻痒の感だというわけなんです、基本問題は古屋政務次官のおっしゃったようなレベルで、もう少し真剣に討議をしてほしいというふうに思ひます。

それとともに、遺族年金について百分の八十程度支給されるように改善されたいという意見が非常に強いわけでありまして、こういう点についての意見をひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○植弘政府委員 これも先般来しつぱお答えいたしました、各委員さん方からおしかりを受けました、やはり共済年金制度も社会保障の一環になるものとして充実すべき方向にあること、またそういうふうな努力しなければならぬことに

ついては何ら異存はございませぬが、それを百分の八十まで持ち上げていきますためには保険数理論をどうするかという問題もございまして、もう一つは、いつも議論がもとに戻るわけでございますが、他の年金制度をどうするかという問題になってまいります。しかしその過程において、少なくとも今年は一歩前進という形で扶加制度ですか、これを創設させていただく、こういうふうなかつこうで進めておるわけでありまして、御説の点も今後基本問題として十分検討させていただきますと思ひます。

○山田(芳)委員 結局検討事項でしょうが……次に、これもまた検討事項かもしれませぬが、最低保障額、今度でございましたね。最低保障額がありながら、一方で一時金の調整措置もかぶつてくるということがあり得るわけですね。それは最低保障額の趣旨と合わないというふうに思ひますけれども、その点はどう考えられますか。

○植弘政府委員 この前もお答えしたかと思ひますが、調整という考え方は、基本的にいいと思います、保険数理論といふんです、保障制度に基づいておきますから、やはり掛け金をかけた期間というものが中心になって、その掛け金をかけなかった期間は調整するというのが基本的な原則であります。そこで、最低保障制度をとりましてそういった一時金の問題がどうしても残つてくるわけでありまして、これは今後とも検討を続けていかなければならぬ問題というふうに考えております。

○山田(芳)委員 だけれども、最低保障制度を設けるというのは、少なくとも福祉政策優先という立場に立つてくるのですから、そういう最低保障額を一方で決定していくというなら、調整措置というのはその分については当然廃止すべきだと思ひますが、どうですか。

○植弘政府委員 先ほど申し上げましたように、制度のたてまえはございまして、結果的には、おっしゃるような、あるべき方向といふんです、社会保障の一環として充実するたてまえからい

すと、なくすほうが適當だろうかと思ひます。他の制度との均衡を十分考へながら、前向きに検討させていただきます。

○山田(芳)委員 どれもこれもみな検討で、ぼくは非常にいい提案をしているつもりなんだけれども、けつこうですというのはいつもない。まことに遺憾に思ふわけですが、まあいままでいろいろ出したものはそれぞれ理屈はあるけれども、最低保障額から一時金の調整措置をやるなどということは、これはいまだどこでも廃止すべきだと私は思ふので、この点はもうちょっと積極的に考へていただきたいというふうに思ひますが、政務次官の意見をお聞きしたいと思います。

○古屋政府委員 最低保障制度ができたということとはやはりそれだけの意味があることとございすので、その間の過程において調整的な制度というものはできるだけ廃止していくべき、改めていくべきだと思ひます。私に考へておられますので、そういうような方向に向かつて進んでまいりたいと思ひます。

○山田(芳)委員 次に、私どもの党の小川委員からいろいろ話があった点や、漏れてる点についてもう一度伺ひをする点があると思ひますので、その点は重複質問になるかもしれませんが、お許しをいただきます。

まず第一は、附則三条の二ですか、いわゆる組合員である資格をなくしても運営委員の任命が二年間できるという規定が今度できたわけでありす。運営審議会等及び地方公務員共済組合審議会の委員等の資格要件の緩和という点であります。審査会の審査委員についても当然そういう措置を設けるべきであるというのを小川委員からたしか質問をしたと思ひますが、非常に消極的な答弁であつたと思ひますが、非常に一度ひとつこれをお伺ひしたい、こういうふうに思ひます。

○植弘政府委員 小川委員の御質問にもお答え申し上げましたように、基本的には、共済組合制度というのは組合員をもって構成するというのが主

体でございます。したがって、運営審議会の委員にいたしましたも、それから共済会の議員にいたしましたが、やはり組合員であることが主體でございます。その共済組合制度が、いわば使用者と被用者といふもの、両者の負担により運営されていくというところ、そしてまた被用者の意思を代表するような立場の者の意見も十分に入れることが円満な運営に資するものであるというふうな点を考へまして、そういう運営審議会の委員さんには、二年を限つてであります。経過的な意味で、共済組合員の身分を持つていなくても委員にするという道を開こうとするのが附則の趣旨でございます。

ところで、いま御指摘の審査会になりますと、これはいわば準司法的機関でございます。したがつてそこに、そういう代表といふような考え方がそれほど濃厚であるかどうかという点が問題になるかと思ひます。すなわち、一つのこういった機関におきましては、執行機関があり議決機関がありということでありまして、執行機関と議決機関とに代表的な意見を入れるということについては、なるほど円満なる運営のために必要かと思ひますが、その結果に基づくところの不服審査といったような問題の、準司法的機関でございます。審査会までそういう代表制といったようなものを加味することはどうであらうかというふうなことから、審査会を除いたのであります。そこで問題は、審査会といふのは、釈迦に説法でございますけれども、準司法的機関として、これに不服のある場合にはほんとうの司法機関の手続が残つておるわけでありまして、その意味では共済組合自体を越えた問題になつてこようかと思ひます。そういうことから審査委員ははずしたわけでございますので、この前もそう申し上げましたが、そういうふうにご御了解いただきたいと考へるのであります。

○山田(芳)委員 これはわれわれとしては納得できませんので、あとで小川委員からあるいは関連質問があるかと思ひますが、お許しをいただきます。

と思ひます。

次に、組合専従等で休職した場合に、復職をする、そしてその人がやめた場合には給与の特例的な措置をすべきである。というの、一年間の平均給与で裁定をするわけでありすが、その間は御承知のように昇給が行なわれないという形になつておるのでありますから、非常に低い形の中で決定をされるということ、どうも制度の上からいっても不合理である。したがつて、復職の際、給与については、そういう休職者等については特別の措置をすべきではないかというふうに思ひますが、この点についてはどうですか。

○植弘政府委員 休職の場合、たとえば結核の場合とか、刑事休職の場合とか、それから専従休職とか、いろいろと休職の種類もございすが、それが復帰した場合といひましても、それはちゃんと法律に基づきまして、運用上その期間における給与の再計算という制度は示されておるわけでありす。

そこで、その制度を越えてどうするかという問題になつてきますが、これは在籍専従を離脱した場合といひても他の休職の場合といひても、それは扱ひは均衡を得たものでなければならぬらうと思ひます。ただ、そういう場合もいろいろ考へられますが、今回の改正でもお願いをいたしておりますように、ベースアップがございました。一年前にさかのぼつてベースアップがあつたものといふことで、できるだけ有利に扱おうとしておるわけでございます。そこで全然給与を受けないかつた期間のものを一〇〇%ということになりますと、これは制度のたてまえとしてできませんので、十分検討したわけでございますけれども、いま山田委員の御指摘のような点は、それはどう明確には措置できるような思ひません。

○山田(芳)委員 ベース改定が行われるというのですけれども、ベース改定は、インフレ、物価高、その他によるいわゆる生計費の増高ですから、それといふ私が問題にしておるいわゆる定期昇給の問題とは関係がないわけであつて、当然そ

の人も身分を有し、しかも定期昇給というものは、年をとれば生活費が拡大をするという前提で定期昇給というものがなされていくわけですから、当然、休職者であつてもそれが復職しておる際においては、若干の時間がたつては御承知のように三分の二復活をして、いづれ次期昇給期その他の措置によつて一〇〇%復活していくという運用がなされていくのでありますから、休職者が復職をしたとたんにおやめになるというふうな場合に、その部分を復元してやるといふことは当然あつてしかるべきことではないか。その間において給与をもらつておつたというのであれば、それは職務をしなくて組合に専従をしておつたという点で問題はあつたと思ひますが、少なくともそれだけの身分を有しながら、しかも年齢的にいへば、年齢を一年積み重ねていくというところで生活の拡大といふことは当然考へられるので、昇給の趣旨からいつても当然そういう特例措置を講じていくべきで、いま法律にないからという意味ではなくて、われわれはそういう特例措置の法律をつくつても措置すべきではないかといふことを言つてゐるので、もう一ぺん御答弁願ひます。

○植弘政府委員 いま御指摘のとおりでございます。休職時の給与というものは復職の際に復職調整をやるわけでありすが、それをこえて一〇〇%の復職調整ということになりますと、これは他の休職との関係もあつて簡単にまいりませんといふことを申し上げたわけでございます。

○山田(芳)委員 それをわれわれとしてはいま言つたような理由から、当然特例措置をしてほしい、すべきではないか、こういうふうな問うてゐるのですが、部長としては絶対にそれはできないというわけですか。

○植弘政府委員 これは国家公務員の扱い等もございまして、それから休職者相互間における復職の扱いとの均衡の問題もあつたから、なかなかそう簡単にはいかないだらうと思ひます。

○山田(芳)委員 これについてはあとでまた関連して質問が出ますので、ひとつ次に移らして

できます。

次に、これも小川委員から質問があったわけですが、短期の任意継続、例の一年の問題であります。この掛け金、負担金の問題について、非常に過重であるという点について、何らかの軽減措置を講ずべきではないかというこの質問があったわけですが、これについても非常に消極的な答弁であったわけですが、この点についても一度ひとつ答えていただきたいと思います。

○植弘政府委員 これも先般お答えいたしましたように、健康保険制度の例によって今回お願いしているわけですが、健康保険制度との関係において、共済のみで独自の制度をとるというわけにもまいらぬだろうと思えます。

○山田(芳)委員 これは政令で定めていくということになるわけですね。ですから、いまここでそういうふうな断定的に言わないで、各県、各省と十分相談をして、そしてできるだけ——い制度です。先ほど部長もみずから六十までとおっしゃった。われわれは、老人医療がもっと拡大をされて、老人医療がそれに引き継ぐところまでやはり任意継続の適用を行なうべきだという意見を持っているわけですね。あなた、先ほど言ったように地方公務員の責任者などから、もっとあたたかい立場で公務員の身分というものを考えてもらわねと、ほかに例があります。こちらにはこういう制度があります。こういうことになってくると、地方公務員をあくまで公務員部長の主体性、自主性というものが、ひいてい自治省の主体性がどうも失われていくというふうな思われるのです。いまの問題は、これは政令ですよ。法律で定まるわけじゃない。政令でこれから定まるわけですから、もっと前向きに、そういう実情を十分聞きの上、できるだけ前向きでやりまうというお答えがどうして出てこないか。その点をひとつ……。

○植弘政府委員 実は私も非常に、先般来お答えしながら、つらい思いをしておるわけですが、

して、やはり制度的にいいとすると、公務員という職場と、地域社会と、それから一般の民間企業者などないしは一般に働く人との、そういう保険関係といえますか、社会保険といえますか、こういうものをどのように考えていくかという基本命題になるかと思うのであります。山田(芳)委員「遠慮することないですよ、公務員がほとんど先に行くべきだ」と呼ぶ。公務員が先に行くべきなのか民間が先に行くべきなのかということは、非常に大きな問題だろうと思ふのです。

ただ、現在の公務員を考えます場合には、地方公務員はやはり国家公務員との均衡をまず先に考えなければならぬと思ふます。同じように公務員という立場で、国家公務員と地方公務員というのは同じグループとして考えるを得ないと思ふます。国家公務員がいま人事院の勧告体制なんかをとっておりまして、この場合にも、民間との較差をどうするかというのが基本でありまして、いわば民間との較差の補完、追従といえますか、これが公務員の現在のそういう勤務条件の決定の基本的なセオリーになっていると思ふのであります。

そこで、こういった共済制度におきましても、民間ということをやまず考えるというのは、公務員サイドからしてまず第一に考えなければいかぬ問題だと思ふます。現行の制度をどうにかして、共済等につきましても、やはり地方公務員のそういう共済等については国家公務員との均衡をとれと書いてある。国家公務員のほうにおきましても民間との均衡をとれと書いてあるわけでありまして、そこで、非常に残念ながら、地方自治体だけの自主性というものが一体ここで出せるのかという非常に大きな、いわば哲学的な命題みたいなことがここにあらうかと思ふますが、そのところがお答えしながら非常に細かいところまでございまして、この前と同じことを繰り返していただいて、まことに恐縮ですけれども、やはり国家公務員なり他の社会保険制度との均衡というものを第一義に考えなければならぬので、なかなか意にかな

ったお答えができないので恐縮いたしておるところでございます。

○山田(芳)委員 自治省の公務員部長さんははかの省の局長や部長さんの立場に立つて考える必要はないのであって、地方公務員の立場がよくするために奮闘努力をすれば、ほかの省の人がやっぱこれはやらなければいかぬというふうになつてくるかもしれないし、また大蔵省も、それだけ要望があるならこれはやらなければいかぬということになるので、まず一番責任のあるところが遠慮をしておるというふうな答弁では、われわれとしては激励したり叱咤するというのができない。もっと前向きでやるのをわれわれが激励をするというぐらいいないと、制度というものは前向きに進みませんよ。

民間が、先導型をいかぬと言いかどうか知りません。明後日また公務災害補償制度の問題について質問をするつもりですが、これなんか民間がずつと出ていますよ。法定外給付をどんどん民間の会社が、例は幾らでもあげますけれども、やっていきますよ。だから、ものによっては民間がどんどん進んでいるのは知らぬ顔をしているし、何かこつちが進むと悪いようなものの方というのはおかしいと思ふ。それは民間の会社や企業については、それぞれの財政状況によって、健康保険で財政の豊かなところは、あつちこちの療養所なんてたいしたものをつくっているというところはあなただけよく知っているはずなんです。民間のほうはどうであらうかということはどう調整し、判断するかは、最終的には総理大臣であり、あるいはその他の大臣で、少なくとも公務員部長はやっぱり地方公務員のために奮闘努力するという姿勢をまず示してくれなかつたらこれは進みません。

先ほどの答弁をずっと聞いておると、どうも解決できない原因をほかに押しかぶせていて、みずから壁を打ち破るという気魄に若干欠けるのではないかとふうに思ふのですが、これは地方点についてもう少し、みずからやる、おれは地方

公務員の最高の責任者であるという気概をもってやってもらわねと、公務員部長、困りますよ。その点、どうですか。

○植弘政府委員 今回お願いいたします改正事項の中におきましても、内輪の話をするのは恐縮ですが、少なくとも私も、いろいろ関係団体の意向等も踏まえながら、または昨年までの当委員会の附帯決議等の御趣旨に沿いながら努力しながら持ってきた点は二、三、特にございまして。しかしそれをいまここで言うつもりはございません。ただ、そういうことは私も努力しているつもりであります。少なくとも閣議決定をして法案を出し、国会の審議をお願いしている以上は、その域を越えてこれからこうやるのだというわけにもまいりません。しかし私も、あるいは従来からの附帯決議の御趣旨、こういったものを十分踏まえながら、逐次改善には努力してきているつもりであります。その点はひとつ御信用いただきたいと思います。

○山田(芳)委員 審議をし、質問をしておいて、いま私はこれでも何項目かあげましたよ。その点でも改善されてしかるべきものが相当あると思ふのです。さっき私が言った、最低保障制度の中からもまだ調整措置の金額を引くばるなんということはおかしい、こんなものは努力してもらって当然のことであると思ふけれども、まあ審議を進める意味において途中で、これは努力をされ、これから検討されるということを前提としてそれ以上追及していかないのですよ。だけれども、ことばの端々をとらえるわけではないけれども、答弁の姿勢が非常に消極的だという感じが受ける。これは政務次官も横におつておそれるという感じが受けられると思うので、その点もうちょっとしっかりとしてくれというのを私は注文しているのであつて、それは政府でできているものを、そのワケを越えていいと言えないということもわかつているから、冒頭に、こういう審議の方式では自治省が気の毒であるという

ことさき言っているのだから、そんなことは百もわかっておるのだから、もうちょっと積極的な姿勢を持ってもらいたい。地方行政委員会というのは、与党、野党あるけれども、ひとしく地方団体のために努力しようという、そういう意味では非常な対決というような場面のない委員会であるということを先輩各位からわれわれは聞いていますし、また現実にも一年半、われわれも参加している委員会の中でそれは非常に印象づけられ、審議にも協力をしていくという態勢をとっているんだから、もう少し内輪の腹を割った積極的な答弁を期待してやまないわけで、残念だというふうに思っています。

いまの掛け金、負担金の問題は政令ですから、その負担が非常に過重なので、その点について政令施行の際にはひとつわれわれの意見に十分沿うような努力をしてもらうということを注文をつけて次に移ります。

次に、いわゆる「平準的」という規定があったのを削除いたしましたね。長期給付の費用負担の取り扱いの改正、新法第百十三条関係ですね。これは保険数理からいって、五年ごとに見直して掛け金、料率というものをきめていくというたてまえに従来はなっている。これぐらいインフレが進んでくると五年というものが適当であるのかどうか、いろいろ疑問があるわけですが、その「平準的」という規定を削除したわけでは、その理由としては、他の同様の年金、厚生年金関係、農業年金関係あるいは石炭鉱業年金関係等についてその規定がないから削除したというふうにいわれているわけでありまして、その趣旨とするところと、いま言った五年ごとの計算の見直しについて、一体これをどういうふうに考えているかという点についてお答えをいただきたいと思えます。

○植弘政府委員 財政方式におきまして、積み立て方式をとるのか賦課方式をとるのかという基本的な問題がございます。この点はもう山田委員よく御承知のことです。この「平準的」ということばを削ったことによって、もう積み立て方式をやめ

て賦課方式へでも移行するつもりがあるのかというようなことかと思えますが、いまのところ、私も、この改正の段階では直ちに賦課方式に移行する気持ちは持っておりません。ただ現在、経済社会情勢が非常に流動的でありまして、この流動化に即応できるように、若干そのところを考えて「平準的」ということばを削ったわけであり

ます。

ただ問題は、御指摘のように五年ごとに財政見積もりというのか、これを見直すことになっておりますから、その際にその点を十分配慮して見るわけでありまして、しかし問題はやはり責任準備金ですね。これを一体確実に全部見込んでいけるのかという問題になってまいりますと、基本的な問題があるかと思えます。ただ、責任準備金をかりに全部見ないといいたしましても、現在の積み立て金の運用によって、責任準備金を持つておると同じような形で運用するならば、幾分そのところはカバーできるわけではございませんか。今年に当たりますが、見直しの時期におきましても、その事情を十分考えながら、格別に直ちに掛け金、負担金の負担率が高くなるというようなことのないような配慮をしながら進めてまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○山田(芳)委員 非常に高いレベルでちよつと議論をしてみたいと思うのですが、賦課方式にするか、いわゆるいまの積み立て金方式にするか。もちろんわれわれとしては当然賦課方式にすべきだというたてまえを強く持っている。これは他の厚生年金等においても同じ主張をしているわけですが、次官として、あるいは公務員部長として、将来の見通しですね。日本という国はだんだん高齢化するから、賦課方式をやつていくと将来の財政負担が非常に重たくなるから、後進国並みだけれども積み立て方式を採用せざるを得ないのであるというのか答弁であるのだけれども、はたしてそうであらうか。

少なくとも日本の給与水準は、戦後の段階においては三十何位あるいは二十何位といわれてお

ったのが、だんだん西欧諸国並みに進んできておる。一方、高齢者の数もふえるけれども、先ほどから話が出ていのように、定年制が五十五から五十八、六十というふうに進んでくるということになつてくるし、一方で給与水準全体が西欧諸国あるいはそれ以上になつてくるという可能性が出てきたときには、全体として賦課方式をとれないといふのはいまの段階の試算をそのまゝ進めるからであつて、要素が変わつてくる段階において、賦課方式はとれないのだというふうな、財政当局、大蔵省が言うようなことには必ずしもならないというふうには私は考えているのですが、そこらあたり、非常に将来の見通しなり考え方であるわけですから、けれども、政務次官はどうお考えになつておるか、お伺いしたい。

○古屋政府委員 賦課方式が積み立て方式かという問題はいろいろ議論されておるところであります。ただいまのお話のように、賦課方式にするか、それが将来、日本のこういうふうなベースの現状とか、そういうことからして適当ではないかという御意見もございましたが、これはむしろ私が私見を申し上げましたよりも——私見を申し上げてもこれは拘束力のないものでございまして、先ほど申し上げましたような機構というものをさつそくつくつて、そこでしつかり運営をしていくことが行政的にはより早い道ではなからうかと思つておるわけでございます。いずれにいたしましても、先ほどお話しのような財政負担とか、そういう問題も入ってきますので、私は、国全体のベースというのか、各省を総合した総理府という内閣というのか、そういうベースで早急に検討してもらうように私のほうからも申し入れたと思つております。

○山田(芳)委員 ちよつと部長の意見を……。

○植弘政府委員 積み立て方式か賦課方式かというの、率直にいまして非常にむずかしい問題だろうと思ひます。ただ現在の時点に立つてわが国の経済情勢、給与水準、そういうものを考えた場合には、いまの高齢化の非常な進行といつた

ものを考えると、はたして賦課方式がいいのかという点については非常な危惧がございまして。それからもう一つはまた、賦課方式の場合においては基本的な資源配分論も根底にあるかと思ひます。公的セクトとそれから私的セクト、こういう資源配分論といふものが財政配分論といふすか、そういうものも基本的なものとして当然考えなければならぬ問題があるかと思ひます。

そこを考へてまいりますと、いまわが国の情勢で賦課方式に移行することは、保険制度の成熟度合いあるいはこういった社会資本の充実といった状況、そういうものからいってまだ早いのではないかという感じが率直にいたします。しかしこれも、非常に申しわけありませんが私の感想程度でございまして、確固たる自信で、賦課方式はだめだ、積み立て方式でなければならぬといったことを言えるものでもないだらうと思ひます。しかしいまのところは、少なくともこういう流動的な情勢に対応し得るよう、弾力的な運用ができる積み立て方式を維持させていただきたいというのが今回の改正の趣旨でございます。

○山田(芳)委員 一歩進めまして、こういう共済年金制度自身も、だんだん進んでくればやはり社会保障制度の一環という形になってくる。先ほどのたとえは最低保障額の確保の問題であるとか、これは社会保障制度の領域の部分である。したがつてその部分については、いまのような地方団体並びに本人の負担ということになしに、国庫補助というものが厚生年金にあるように、国庫補助と常識的な意見でなしに、社会保障制度そのものに共済年金というものが大きな役割を果たしている、その部分については当然国庫が負担をしていくべきである。交付税で措置されているというふうな——地方団体固有の財源だと、あるときには地方交付税を言うかと思ふと、何か補助金と同じような扱いをしてみたり、その点自治省としては答弁が非常に混淆しているという場合があると思ひます。すけれども、国庫補助導入というものの可能性というものが当然論ぜられてしかるべきであ

願いしなければならぬのでありますが、土地開発公社は住宅公社なり道路公社と同じような特別法人の公社でございますから、修正でもお願いしたいと思っておりますが、その他と成つてまいりま

すと思つておられますが、その他と成つてまいりまぬだろと思つておられます。そこで、そのところは、やはりこの社会保険制度全般の中においてどう団体共済を位置づけるかという問題になつてくるかと思つたので、非常に問題であらうかと思つた

○山田(芳)委員 政府としてはそういう考えであらうと思つたけれども、われわれとしては互助会を加入すべきだという強い意見がありますので、これは関係委員の皆さんに御協議をいただきたいというふうに考へておられます。

その次に、施行期日の繰り上げの問題をまず伺いたいのですが、一点は、この法律は、これから衆参両院を通過して公布の日から施行されるという形になつておられます。そうすると四十九年四月一日、あるいは三月三十一日にやめる職員についてはこの法が適用されないということになるけれども、四十九年度から施行されるわけですから、こういつた四十九年四月一日あるいは三月三十一日にやめる職員についてもこの法律の恩恵が受けられるような施行日の繰り上げというものが必要ではないかというのが一点と、第二点は、厚生年金あるいは他の恩給法その他が繰り上げられていく場合に、この法律にいうところの十月一日ですか、それを繰り上げていくという点についてどういうふうに政府としては考へておられるか、この二点についてお伺いしたいと思います。

○植弘政府委員 改定の時期の問題につきましては、これもたびたびお答えいたしておりますが、恩給なり国家共済というものと均衡がございすから、それに合致してございす。それから個別の問題といたしまして四十九年三月ごろとおつしやいましたか、これは先ほどちょっと申しました三年を一年に変えると同時に、ベースアップが一年前にあつたというふうに仮定してやりますか

ら、その分はある程度救われるのじゃないかと思ふのです。それである程度救われると思ふ、個別に計算してみないとわかりませんが。

それから、それでは全般的に十月を繰り上げるべきかどうかという問題であります。これは私どもも、かつては二年半くらい違つていたわけでございます。それがだんだんと短縮してまいりまして、ようやく十月までになつてゐるのでございすが、これはできるだけ短縮されて、共済制度の水華が実質上拡充されることには賛成であります。これもさつき申し上げましたように、他の制度とのからみがあると思つております。

○山田(芳)委員 それでは私の質問を終わります、関連して……

○小川(省)委員 山田委員の質問に関連して一点だけお尋ねをいたしたいと思ふのです。私は去る二十五日に、いわゆる任意継続の短期について、いま山田委員からも発言がございしたけれども、掛け金が非常に高いので、画竜点睛を欠くのではないかと主張をいたしたわけでありす。おそろく、この法案が衆議院を通過すれば参議院は一萬千里ということになるわけでしょうから、そういう意味では私は当然政令なりはほとんど準備をされてゐる段階だといふふうに考へておられます。そういう意味で、私が主張をした、いわゆる掛け金の引き下げについて幾つかの案を出したわけでありすが、いわゆる受給をする年金に相当する掛け金にしたらどうか、かりにどうしてもそれが不可能である場合には、いわゆる平均給与額をとつて、それを下回る者は退職時でもやむを得ないけれども、平均給与をとつたらどうかというのを提案したわけですが、その後十二日近い日数がたつてゐるので、特に短期給付の任意継続についてどのような検討を具体的にされたのかをお聞きしたいと思います。

○植弘政府委員 先般もお答えいたしました、健康保険との関係で、健康保険が最終標準方式をとつておりますから、それによることになるのは当然だと考へてゐるわけでありすが、先般も小

川委員から相当いろいろなケースについての御指摘もございましたので、その趣旨によりまして、現在国家公務員共済の関係も大蔵省とも協議中でございます。

○小川(省)委員 そうすると、健康保険の現行制度によらざるを得ない。いわゆる地方公務員共済法の中で、国共済との関連は若干出てくるのでしようけれども、共済組合の中でいわゆる健康保険と異なる方式をとつた場合、これは問題があるわけですか、どうなんですか。具体的に政令等もできておるのでしよう。大嶋課長、どうなんですか。

○植弘政府委員 御承知のように、共済組合の短期給付というのは健康保険の中から特別に認められた特例でございます。したがつて、共済組合員でなくとも自動的に健康保険に帰るわけでありす。これはもう社会保険一本の原則からいつて、地方公務員の身分でなくなつた者は地方共済の組合員でなくなりすから、黙つておつても健康保険に帰つていくのが筋であります。そこでやはり本家である健康保険との関係を考へないこと、地方公務員だけの立場で特別の措置をするということ、そこらの点について非常に問題がございす。ですけれども、いまも山田委員からも御指摘がございしましたように、現実問題としては非常に掛け金も高くなる場合が予想されますので、共済サイドでどう考へるべきであらうかということ、最も身近な国家共済との関係で寄り寄り相談をしております。こういう段階でございす。

○小川(省)委員 確かに健康保険の一つの特例だといふのはわかります。そういう筋論はわかりますけれども、少なくとも健康保険の掛け金というものは、いわゆる現行所得に対する一定の掛け金比率がかかつてくるわけですね。ですから、任意継続といつても、退職時の賃金をとつた掛け金だから任意に継続なんだといふことじゃなくて、それならいわゆる現行のそのときの所得によつて掛け金というものは当然定められるべきだといふふうには私に思ふわけですね。特に事業主負担までも合わせ

て、これは健康保険でもそうでありますけれども、負担をするわけでありすから、非常に高いわけですね。そうならば任意継続を希望する者がなくなつてくるわけですね。そういう意味で、制度をつくつてもこの問題を解決しなければ任意継続を希望する者がいないではないか、制度をつくつても実際にその適用を希望する者がいないことであつては、これは画竜点睛を欠くだらうと思つてゐますから、その点についての実際にまだ政令ができていないならば、先ほど山田委員からもありましたけれども、特にその掛け金について検討をされて、具体的に、任意継続制度をつくつてよかつた、自治省側から見てもよかつたというふうな状態に検討をされる用意がございすか。

○植弘政府委員 小川委員から先般も御指摘がございしましたので、今度は具体的に国保にいつた場合はほとんどないと思つたところから、問題は国保にいつた場合との比較だろと思つたところから、そこで数市町村の例などを見てみたのでありますけれども、なるほど一般的には、事業者負担分を持ちますと国庫補助よりも高いことが多いのであります。そうすると、なるほどおっしゃる通りに、任意継続してはあまりうまいのではないかといふことになりす。しかし、これは非常に言いにくいこととすけれども、不幸にしてそういう共済の適用を受ける事態が起りました場合には、特に家族なんかについては健康保険、国保よりも相当給付がございすから、そこらのところは危険負担をどの程度見て、そして万が一そういう疾病等にかつた場合にどう優遇されるかといふことを考へてまいりまして、まあある程度そのリスクはやむを得ないものではないだらうかといふ感じもするのです。しかし、そういう実態も調べておきますので、十分大蔵省とも詰めてみたいと思ひます。

○小川(省)委員 じゃあ、詰めてみたいといふこととすから、検討をされるということだと思ひます。ぜひ、その点に関して制度をつくつて、任意継続を希望する方がふえるような状態になるよう

に、掛け金等については検討されるよう強く要請をいたしておきます。
終わります。

○伊能委員長 ちょっと速記をとめてください。
〔速記中止〕

○伊能委員長 速記を始めて。

次に、内閣提出にかかる地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。町村自治大臣。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○町村国務大臣 ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

最近における社会経済情勢にかんがみ、公務上の災害または通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する保護の充実をはかるうとするものであります。

このことに関しては、政府は、すでに、一般労働者の災害補償について、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案を、また、国家公務員の災害補償について、人事院の意見の申し出により、国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案を、それぞれ今国会に提出し、御審議を願うことといたしておりますが、これらとの均衡をはかるため、地方公務員の災害補償制度につきましても、同様の改善措置を講ずる必要があります。以上が、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、障害補償年金及び障害補償一時金の額の引き上げであります。現在、障害補償年金及び

昭和四十九年五月十四日印刷

障害補償一時金の額は、地方公務員災害補償法別表に定める身体障害の等級に応じ、年金にあっては平均給与額の百十七日分から二百八十日分、一時金にあっては平均給与額の五十日分から四百五十日分の額となっておりますが、これを、おおむね一二％程度引き上げ、年金にあっては平均給与額の百三十一日分から三百十三日分、一時金にあっては平均給与額の五十六日分から五百三十三日分の額にすることといたしております。

第二は、遺族補償年金の額の引き上げであります。現在、遺族補償年金の額は、遺族の人数の区分に応じ、平均給与額の年額の三〇％から六〇％に相当する額となっておりますが、これを、おおむね一三％程度引き上げ、平均給与額の年額の三五％から六七％に相当する額にすることといたしております。

第三は、遺族補償年金の受給権者に対しその請求により支給される前払い一時金制度の改善であります。現在、平均給与額の四百日分の額を支給することとしておりますが、これを、平均給与額の千日分をこえない範囲内で自治省令で定める区分に応ずる額を支給することとし、また、現在の前払い一時金制度は昭和五十二年十一月三十日までで、暫定措置とされておりますが、これを、さらに十年間延長するものとする等の改善措置を講ずることといたしております。

以上が、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○伊能委員長 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

次回は、来たる九日木曜日、午前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律

昭和四十九年五月十五日発行

案

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律
地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第一号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同項第二号中「百分の四十五」を「百分の五十」に改め、同項第三号中「百分の五十」を「百分の五十六」に改め、同項第四号中「百分の五十五」を「百分の六十二」に改め、同項第五号中「百分の六十」を「百分の六十七」に改める。

附則第六条第一項中「十年」を「二十年」に、「遺族補償年金の最初の支払に先だつて」を「自治省令で定めるところにより」に、「四百日分に相当する額」を「千日分に相当する額を超えない範囲内で自治省令で定める額」に改める。

別表日数の欄中「二八〇」を「三二三」に、「二四八」を「二七七」に、「二一九」を「二四五」に、「二九一」を「二九三」に、「一六五」を「一八四」に、「一四〇」を「一五六」に、「一七」を「一三」に、「四五〇」を「五〇三」に、「三五〇」を「三九一」に、「二七〇」を「三〇二」に、「二〇〇」を「二二三」に、「九〇」を「一〇一」に、「五〇」を「五六」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公務員災害補償法（以下「新法」という。）第三十三条第一項及び別表の規定は、この法律の施行の日以後の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに一時金について適用し、同日前の期間に係る遺族補償年金及び障害補償年金並びに同日前に支給すべき事由の生じた障害補償一時金については、なお従前の例による。

3 新法附則第六条第一項の規定は、この法律の

施行の日以後に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関して適用し、同日前に生じた公務上の死亡又は通勤による死亡に関しては、なお従前の例による。

理由

最近における社会経済情勢にかんがみ、公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員及びその遺族に対する保護の充実を図るため、これらの者に対して行う補償の内容を改善する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局